

午前11時00分 開始

【秘書広報課長補佐】 お待たせいたしました。定刻の時間となりましたので、ただいまより平成23年11月市長定例記者会見を始めさせていただきます。

本日の会見の進行につきましては、お手元に配付の次第のとおり、最初に市長のあいさつ、その後、2項目について事業発表をいたします。質問につきましては、事業発表についてからお願いしたいと思います。事業発表に係る質疑応答終了の後に、次第の3番目、フリーの質疑応答へと進行したいと思っております。どうかご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、終了は12時を予定いたしております。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。それでは市長、よろしくお願いいたします。

【市長】 おはようございます。11月の定例記者会見でありますけれども、あっという間に1カ月が過ぎたような気がいたします。いま、原子力を取り巻く環境もいろいろと変化をしております、いろんな議論がされておりますけれども、今後ともしっかりと地元のスタンス、また原子力に対する思いを述べながら頑張っていきたいと思っております。

それでは、座って説明をさせていただきます。

まず、最大音量による防災情報受信機の自動起動試験であります。これは、11月7日の月曜日の午後6時55分から1分間ということでありまして、これはそういう情報というのはいつ流されるかわからないんですけど、これは試験でありますので、比較的家の中に多くの皆さん方がいる、またテレビの番組にも差しさわりが無い、極めて適切な時間を選んでの試験だというふうに思っております。対象は、公の施設などもございますし、ぜひこの防災情報受信機というのは非常に重要な役割を果たすものでございますので、試験は必ず定期的に行いながら、しっかり起動するかどうかを確認をしていきたい、このように思っております。ただ、今、防災情報受信機の普及率でありますけど、まだ現在56%ということで、なかなか普及していないのが現状であります。私どもも至るところでこの必要性、また非常にこういうものが役に立ったという地域のところもございまして、そういうお話をしながら、少しでもまた普及するように努めてまいりたい、このようにも思っているところでございます。

次に、23年度の除雪計画であります。気象庁によりまして、今年も何か南米の沖のラニーニャ現象というので海面が冷えて、それがオーストラリアのほうに押し出されて、暖かい空気がそちらに行くものですから、何か日本の上空を蛇行するのが多くて、非常にこちらの地域にも寒気が入るといようなことが言われております。今冬の1月の雪というのは特別な降り方だったというふうに思いますが、ぜひ経験を生かして、教訓を生かして、それぞれの団体、連携をとって除雪計画をしっかり立てて、できる限り市民生活に影響が出ないような除雪体制をとっていききたい、このようにも思っているところでございまして、その計画につきまして、お手元にお配りしてございまして、しっかりと対応していきたい、このように思っております。

私のほうからは以上です。

【秘書広報課長補佐】 ありがとうございます。

それでは、ただいま発表いたしました2項目について質問をお受けしたいと思います。

最初に幹事社から、よろしくお願いいたします。

【記者】 除雪計画なんですけれども、今市長がおっしゃったように、今年の1月末の大雪があったと思うんですけれども、去年の除雪計画と異なるところ、あと今年の冬のやつでは除雪機械の不足という話もありましたし、あとその後の除雪対策会議なんかで出てきたのが、県との連携みたいなところを課題に上げられたと思うんですけれども、そこについての変更点というのはどういったものがあるんでしょうか。

【建設水道部長】 まず、昨年と変わった部分ですけれども、歩道除雪ですけれども、県と連携しまして積雪が20cmに達した時点で歩道除雪に取りかかりたいと考えております。昨年までは車道の除雪が一段落した時点で実施しておりました。また、除雪路線ですけれども、路線につきましても昨年よりも2路線増えまして、延長的にも約500m増えております。機械のほうですけれども、昨年に比べまして、民間の所有分ですけれども、2台減を

しております。その分の補充といたしまして、市の借り上げ分ですけれども、昨年より2台増やしまして12台としております。

【記者】 防災ラジオの関係なんですけれども、この最大音量の試験というのは今回初めてかということと、今後はどのぐらいの頻度で行っていきたいかということ。あとこれって何か施設ごとに放送の内容を振り分けることができるのか、ちょっとそこら辺を教えてくださいなればと思います。

【市民生活部長】 102カ所施設今持っているわけなんですけれども、そこに施設は一括して放送はできますけれども、内容についての振り分けというのはできないようになっていきます。一回放送されると102施設すべてにそこに放送されると。ただ、今、市民に貸与しているものがありますけれども、それはグルーピング分けができますから、それはエリアを分けて放送ができることになっています。今後の対応ですけれども、毎月第1月曜日に自動起動試験をやっているわけなんですけれども、今までは施設に設置したところ、年度に1回ずつ放送をかけたんですけれども、それ以降、一般市民に対しての放送だけに限定をしております、施設と一般市民の貸与分に対しての最大音量での放送というのは今回初めてでございます。

【秘書広報課長補佐】 それでは、各社からお伺いしたいと思います。発表項目につきまして質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。

【記者】 先ほどの防災ラジオの最大音量の自動起動試験についてなんですけど、市長さんおっしゃってたように、防災情報受信機が現状では56%だということなんですけれども、これは何世帯中何世帯が今導入しているというような。それで、今年に入ってどれぐらい導入できたのかというデータのものはございますでしょうか。

【市民生活部長】 世帯数なんですけれども、これは市民課の登録世帯、外国人登録を含めましての世帯数、2万8,373世帯。これは10月末現在でございます。設置世帯数が1万5,879世帯で、56%という数字が出ております。それで、現状ですけれども、月々の数字は今持っていないんですけれども、まだ未設置の世帯につきましては、各町内町内に分けましてダイレクトメールを送って、設置の喚起を促している状況でございます、毎日危機対策課のほうには十数台前後の申し込みが今現在来ているという状況でございます。

【記者】 この防災ラジオなんですけど、現状として無線で受信できなくて、その場合はケーブルテレビに接続という方式をとっておりますよね。実際に阪神大震災でも東日本大震災でもケーブル切れるというのが多々あって、結局、ラジオに無線というので受信をするというパターンが多いと思うんですよね。今後、入りにくい地域、ケーブルテレビをつながなければ入らないような地域に対して何らかの措置をされる考えはありますか。

【市民生活部長】 不感地帯というところで山陰というところがございます。市内におきましても何カ所かございますけれども。ただ、今、それに対して線が切れた場合ということになりますと、ちょっと補完的な措置はないような状況でございます。ただ、TonBメールというの、これに防災ラジオ以上の情報を発信いたしております。そういったものをひとつ利用願いたいということが1点と、そしてNTTのエリアメールが今度無料扱いになりましたから、今度、エリアメールでもTonBメールにかわるような情報を流していくという状況でございます、これからほかの通信事業者も無料になれば随時申し込みをしてエリアメールで対応させてもらいたいと、そういったことで補完をしたいというふうに思っております。

【記者】 最大音量にするというのは、これはやっぱり音量を大きくしないと気付かない人がいたってことですか。

【市民生活部長】 1世帯1個ということで対応を今呼びかけておまして、各公共施設につきましては、構内放送があるものにつきましては、建物の放送に連動するようになっておりますから、各部署に対しての放送はきくようになっております。ただ、一般家庭に関しまして、保育園等に関しましては部屋が2つ以上あるところにつきましては1カ所しか行っていませんので、そういった普通の今までの試験放送ですと隣の部屋とか、もう一つ、例えば一般の家庭で1階にいて2階に設置してあると聞こえない場合があるということで、一回、最大音量で試験をしたいなというふうに思っております。

【秘書広報課長補佐】 そのほかございますでしょうか。

それでは、次第の3番に移りたいと思います。フリーの質疑応答へに行きたいと思いません。これも、幹事社から、よろしく願いをいたします。

【記者】 もんじゅについてなんですけれども、先日、日本原子力研究開発機構の鈴木理事長の発言で、発電の実用化とは別の研究開発にも軸足を移すというような発言が新聞等のほうで報道されたんですけれども、これに対して市長のご見解をちょっとお聞かせください。

【市長】 今、何か後から文部科学省などに確認をさせていただくと、鈴木理事長の個人的な思いも少し入っていたということでございますけど、文部科学省とすればやはりもんじゅ、今議論されておりますけど、将来的には研究施設から実証炉、実用炉にもっていきたいという思いは伺っておりますので、私どももそういうふうに思っております。ただ、今、原子力政策自体をどうしようかという議論がされている最中でありまして、そういうものを見きわめていくのが本筋であるというふうに思っています。たまたま鈴木理事長の個人的な思いではないかなと思っております。

【記者】 ということは、文部科学省、いわゆる監督官庁の文部科学省とその実際の機構との間でその認識の違いというのがあるということなんですかね。

【市長】 どうでしょうね。恐らく、今、新大綱の策定会議をやっていますから、そういうものを踏まえて、理事長の新聞の言葉を借りるとなかなか実用化に向けて今理解が得られないのではないかと発言でありましたから、逆に言えば得られれば実証炉、実用炉といくという思いだと思っております。

【記者】 市長としては、これまでどおりの研究開発を継続してほしいという思いは変わらないということでしょうか。

【市長】 私はいつも言っているとおりでありますけど、ただ、原子力政策をどうするかという大事なところでありますので、まずそれをしっかり議論して、見きわめてからそういういろんなこれからのもんじゅのあり方というのは考えていけばいいのではないかと思っています。

【記者】 先日公表された政府のE P Z見直しについてなんですけれども、現状でどのようにとらえられているのか、一言お願いできますか。

【市長】 昨日もちょうどワーキンググループのほうに出てまいりまして、議論をされておられました。恐らく今の形で広いところでE P Zという範囲まで広がる、現在、試案として出されているやつが今度の委員会に提出をされるのではないかなというふうに思っています。私どもは立地の立場の中で無闇に広くすることは非常に、仮に言うところと広過ぎるゆえの不都合と申しますか、どうやって避難したらいいんだという課題、それとさまざまな自治体、原子力持っている自治体からもお話をいただく中で、やはり広げるということはそこがもちろん、これは防災上の話なんですけど、結局、危険な地域だというふうにみなされてしまい、そこからの企業がひょっとして撤退するのではないかと。地価が下落をしていってという、そういう思いもあることも事実でありますので、そういうこともちょっとお話しはしましたけれども、今までのE P Zという考え方と、またやはり福島を事故を受けての少し角度の変わった形での範囲になっていくのではないかと思いますし、これから取りまとめにまた入りまして、恐らく今度の委員会のほうでその案が各委員さんで示されるというふうに思います。私もまたその委員なんですけれども、そういう中でどういう形で取りまとめがされるかというのは注視していきたいと思っております。今までの形からは恐らくかなり変わってくることは間違いないのではないかとこのように思っています。それが地域の皆さん方なりに、より安心感を与えていただけるものであればいいと思うんですけれども、逆に不安をおおるような形のものになっていくのでは、これは少し問題があるというふうに思っていますので、よくどういう形で取りまとめられるかを注視してまいりたい、このように思います。

【記者】 30kmといたらやはり広過ぎるという認識でいらっしゃる。

【市長】 そうですね。30kmになりますと、ただ、立地地域によっていろんな条件が違っていて、私どもでいえば30kmというと滋賀県、また京都府、他府県まで影響するところもありますし、30kmでも福島のように大体県内でおさまるところもありますし。それと地形ですね。空気の流れの中で常に風向きとかいろいろ。これは例のSPEEDIというやつ

で。ただ、昨日の会議なんかでは、大学の先生方とかばかりなので難しい話でいくと、アメリカなんかというのは予想ということをやテーマにしてそれを組むことはない。予測ですかね。予測。今回、SPEEDIというのはある程度予測になってしまいますので、それを取り上げてそういう範囲に入れるということは日本流ならあるけれども、なかなか諸外国ではそういう例がないというような話もされておりました。ただ、日本というのは大変小さい島国であって、必ず原子力発電所の周辺は海になっています。そういうこともあわせていくと、アメリカとは状況も違いますので、そのあたりをどのようにまとめるかというのがこれから専門部会でワーキングの関係の皆さん方が委員の皆さん方の意見を聞いてまとめていきますので、そういうものを注視せざるを得ないのかなというふうに思っています。非常に日本版と、特にアメリカでありますけど、アメリカ版との違いなども議論されておりましたので、それをいかに日本版にまとめていくのかというのは非常に難しいかなというふうに感じてますけど、その辺、もうそう遠くない時期にまとめられて、11月の下旬までにはまたそういう委員会も開かれると聞いていますので、しっかり見ていきたいと思っています。

【秘書広報課長補佐】 それでは、各社、ご質問ございましたら挙手をお願いいたします。

【記者】 今の関連なんですけれども、広がることで市の原子力防災対策にどう影響があって、あとまたどういった課題があるのかというのを整理してお願いします。

【市長】 私どもも今、EPZという10km範囲の中でいろんな防災訓練なども行ってきましたけど、それが広がるということは、例えば20kmになりましても敦賀市内全域が入るわけでありまして。そうすると、当然、防災訓練なども大規模化せざるを得ないのではないかと思いますし。それと、昨日もいろいろ議論されていたんですけど、屋内退避という部分に絞り込む範囲、それと何々Zとかよくあるので、ちょっと資料見ないとわかりませんが、5km以内のところは、これは何があっても早く避難をするという場所に絞られてきますので、そここの区分けをしっかりとやって、避難するところは避難する。しかし、それ以外、5kmから20kmなり30kmの範囲は屋内に退避してもいいというような、何かそういうふうな形に少し今までと変わるようなところも出ておりましたから、そういうところも踏まえて、今回の見直しが進んでそれが決まってくれば、それに合わせた形の防災訓練などもしなくてはならないというふうに思います。初めてのことでありますので、私どもも本来ですと今ごろ原子力防災訓練が済んでいた時期でありますけれども、こういうようなときでありまして、今実際に行くこともできない状況でありますから、それがまとまってどういう形でどのような防災訓練ができるかということ。それからいつも言っていたんですけども、実行性のある形でその見直しをしませんと、ただ広がるわ、では、それを実際にやろうと思ってもなかなかそれでは実行ができないというようなものにならないよということ、今、それぞれの関係の皆さん方にお話をしていますから、そのあたりまだどうなっていくかという。昨日もそのあたり委員の皆さん方からも、やはり実効性のあるものにしないと幾らどんどん範囲を広げて、まずそれ以外の50kmとか言ってもそんなの本当にできるんでしょうかというようなことを言われる委員の皆さん方もいらっしゃいましたので、そのあたりしっかり委員の意見としてとらえて、委員会の皆さん方、また担当者の皆さん方もそういう見直しの範囲の中でそれを当てはめてくるのではないかとということも期待していますので、そのあたりも見きわめていきたいと思っています。だから、今までとは防災計画もやはり少し変えなくてはならない部分は必ず出るのではないかと考えています。

【記者】 今のお話で、広がることによって、ただでさえ福島事故の後、準立地、準々立地、県内外問わず立地並みの安全協定に改定してほしいという動きがあったわけですが、それが一層強まるんじゃないかなとは思いますが、改めて準立地、準々立地が立地並みの安全協定の締結を事業者を求める、そのことについて立地の首長としてどのように思われますか。

【市長】 そういうお気持ちはわかりますけど、やはり今回の指針が見直しをされた場合にはいろんな形で防災上の対応はいたしますけど、安全協定というのはご承知のとおり、自治体と事業者が結ぶものでございますので、では立地並みになりますと、紳士協定であるとはいえ、再稼働の問題とか、いろんな問題の中でそれをすべて、準立地、準々立地

の皆さん方も入って議論をしなくては前に進まないというような状況というのはちょっとそぐわないと思いますので、それはそれとして別問題として私どもはとらえています。要するに、安全協定は安全協定であり、そして防災なり、いろんな指針については何かあればそれはこちらもお世話になる場合もあるし、いろんな面で連携はとらなくてはなりませんのでそれはやっていきますけれども、安全協定という部分になりますと従来どおりで私はいいと思っています。

【記者】 今の安全協定に関してなんですが、滋賀県とあと京都府が関西広域連合を通じて関西電力に対して立地並みの安全協定を求めて、関西電力側もその安全協定については議論を進めたいというような意向を示していると思います。今後、敦賀原発、またはもんじゅに関しても、そういった声が恐らく京都、もしくは滋賀なり、あと岐阜なりから出てくるとは思うんですが、それに関してはいかが思われますか。

【市長】 これはあくまでも事業者の皆さん方と自治体との話でありますので、私どもはそれはだめだという権利も全くございませんし、このような状況の中では当然ある話だというふうに思っています。ただ、そこを立地並みにやるかどうかというのは、これまだ事業者の皆さん方の判断もありますので、安全面であったり、例えばこれからの避難、防災そういうものに関しては十分にやっていただければいいですけど、それ以外、先ほど言いました再稼働についてまで、例えば新規立地、リブレースいろんなものにまではそれはちょっとそぐわないのではないかと思っています。恐らくその辺はしっかりと事業者の皆さん方も考えながら、立地並みとはいかなくても、やはりいろんな協定ということは結んでいかれると思いますけれども、というふうに私はにらんでいます。

【記者】 今の再稼働というお話で、ちょっと話はずれるんですけども、ついこの間、大飯3号機の1次評価提出があって、今後、国で議論して再稼働というような話になっていくと思います。こちらの敦賀原発に関してもその1次評価の対象になっているものがあると思うんですが、それに関して再稼働に向けて、市長としてはどういったことが必要だとか、あとはどういう考えでいらっしゃるのかというのをちょっとお伺いできますか。

【市長】 これは、今、県のほうのスタンスでも、安全基準がまだ明確でないということが言われていますし、今国のほうもその基準の見直しをやっていきます。それができて照らし合わせをして、やはり基準どおりであるということになれば一番いい形になるというふうに思いますので、それをしばらく待っている状況であります。

【記者】 基準づくりに関してなんですけれども、ほかの立地首長から基準づくりまでのロードマップなり、そういった方針なりを出していただけたらそれでもいいんじゃないかというようなことをお伺いしてるんですけども、それについてはどう思われますか。

【市長】 そうですね。ある程度、そういう形でロードマップが見えてくれば、当然、マップですから行き着くところは見えますので、そういうものによって例えばそれが見直しがしっかりとできる状況じゃなくてもその時点でもいいですよということは理解できます。

【記者】 そのロードマップがあれば再稼働も検討に値するということで。

【市長】 それはそれぞれのまた自治体の長の思いがありますので、そういう思われるところもそれでいいのではないかと思います。

【記者】 玄海原発が今日、運転再開ということなんですけれども、ほかの原発では定検中の原発に関してはストレステストをやって、どうするかというのをかなり地元なり、国なりでやっていると思うんですけども、あっさり玄海が再稼働したということについて何か思いがあれば。

【市長】 これはあくまで九州電力さんと佐川県との話、またそういう中で安全確認などもストレステスト等を通じてそれぞれがされて、納得されての再稼働であるんじゃないかなというふうに理解をしております。ただ、また12月になるとまた定検かなんかで止まってしまうというような状況でありますので、そういう次の定検を受けるためのステップとしてやられたのかどうかわかりませんが、再稼働を願っている皆さん方にとれば一つの光明的なものはあるんじゃないかなと思います。

【記者】 ストレステストについて、福井県のスタンスとしては基本としては安全基準の見直しなのでそもそも不十分であるということと、ストレステストについては何が基準な

のかがはっきりしない。割と否定的な見方なんですけれども、市長の見解はどうですか。

【市長】 ある程度、これはどこかで何かの基準をつくり、それに照らし合わせませんと世の物事は前へ進む道理がございませんので、ある程度見直しがされて、そういうほかの自治体によってはロードマップで先が見えればということもありますけど、恐らく県のスタンスはちゃんと見直しがされて、それに照らし合わせてという形であるというふうに思っていますので、そのあたりの基準というのは非常に確かに難しいところがございますけど、今の常識の範囲で考えられるいろんな基準というものをやはり早く国としては示して、またそれを県なりが判断、また私どもも判断する材料になればいいなと思っています。

【記者】 市長自身のストレステストそのものに対する認識としてはどうなんですか。

【市長】 あれもいろいろ、今回の大飯3号でしたか、関西電力さんのお話を聞きますと、それなりの安全確認ということには私はつながっていているのではないかなというふうに思いますけれども、あくまでもやはり事業者の皆さん方がやられたものですので、一般の皆さん方から見ると、それはそれを行うところがやったというのはちょっとインパクトがないというか、そういう面では国がやはりちゃんとした基準をつくってそれをしっかりクリアしていますよと言われたほうが住民の皆さん方、また国民の皆さん方にとってはより安心感を持てるものになるというふうに思っていますので、そういう意味では決してストレステストというのは無意味なものではない、私は有効なものだというふうに思いますけれども、やはり原子力の安全確保等については国が一元的に責任を持つべきだということを常々私ども言っておりますので、そうするとやはり国が太鼓判といいますか、そういうものを押すことが一番安心につながっていくというふうに思っています。

【記者】 市長、2つお願いします。もんじゅの話に戻りますが、先ほど個人的見解ではないだろうかというふうに理事長発言のことをおっしゃいました。ただ、今後の展開によってはオプション、選択肢の一つとして発電を伴わない実験開発のみの原子炉ということになることも考えられるかと思えます。その場合、敦賀市としては、そういう発電を伴わない実験施設を受け入れる余地はあるのか、その辺のご見解をいただけませんか。

【市長】 今まで、今の現時点では、先ほど言いましたように原子力がどうなっていくかという議論の最中でありまして、そういう中で仮定の話でもまだお答えのしようがないんで、お許しをいただきたいと思えます。

【記者】 2つ目です。安全協定のことを先ほどやりとりされておりましたが、安全協定の考え方として発電所を運営する事業者とそれからそこが立地する自治体との間で結ばれるものなんですけれども、この場合の自治体の規定というのは、従来のEPZの10km範囲内におさまっているのが自治体と結ぶと、そういうものに基づく安全協定だと考えられますが、今後、その原子力防災の範囲が広がった場合に、先ほど安全協定の従来の枠組み内では必要ないとおっしゃいましたけれども、そうなってくると安全協定そのものの定義が変わってくるかと思えますが、そうした場合に今後どうなるべきだというふうに考えますか。

【市長】 これは従来のEPZ、確かに枠であったかというふうに思いますけれども、その考え方自体というのはやっぱり一番身近にいる、そしてたまにはまたがっていて、例えば新潟の柏崎、刈羽というふうにまたがっている地域がありますね。その立地している市と村がある場合もありまして、ほとんどが大体単独の、敦賀なら敦賀、美浜町なら美浜町というところに立地しておりますので、その発電所がある立地ということをやったり考えていくべきだというふうに思えます。だから、EPZともし言われてしまうと、敦賀というのは一部入っていますけど、ほとんど実は入っていないんですよ。だから、それは一つの考え方かもしれませんが、私はあくまでも立地をしている市町村との安全協定であるという認識でこれからもいっていただければいいと思えます。

【記者】 隣県の滋賀県、京都府なんか望んでいるような立地並みの安全協定というのではなく、原子力防災というものに限ったような別のスキームというか、そういうものが必要かもしれないというふうに受けとめられるんですが、そういう考え方でよろしいですか。

【市長】 それはやはりこれだけ福島事故を受けた場合に広範囲にいろいろ影響していますので、そういう面からして、やはりそういう事業者と結ぶかどうかわかりませんが、私は基本的には国が万が一こういうところがあっても国として全部責任を持ってしっかり

対応しますよというものが必要だと思うんです。要するにこれはもう福島のを当てはめて、そのとおりでありますので、そういう意味で事業者と周辺の自治体とが結ぶ安全協定は、これはあくまでも立地並みというよりも、いろんな面があったときの対応としてのそういうのを結んでいけばいいと思いますけれども、最終的には国との契約の中で国が全責任を持って方が一このような事態を引き起こしたときにはやりますよということを保証することが一番周辺の皆さん方にとっても安心につながっていくと思いますので、私も落ちついてきたらそういう方向でまた国等に対してそういうあたりも訴えていきたいとは思っています。

【記者】 先ほどから国が原子力安全に一元的に責任を持つべきとか、先ほどの安全協定の関係で国との契約で全責任を持って保証するのがというお話なんですけど、そうすると河瀬市長さんのお考えでは、電力会社はもう今後、株式廃止して、民営化じゃなくて国営化したらいいというお考えなんですか。

【市長】 そこまでは飛躍はしませんが、本来はそういう形になるのが一番安心につながるんじゃないかなというふうに思います。だから、仮の話ですけど、今、各電力会社が原子力分野を持っていますね。関西電力はちょっと比率は高いですけど、それぞれの電力会社が持っていますけど、やはりあれだけの事故を起こしてしまうととも会社だけでは補償できない大きな損失を生むことはもう実証されたわけでありまして、そういう面ではこれは直ちに原子力政策がしっかり決まってから考えればいいことではありますが、例えばそういう分野を切り離して責任を持った形でそれを運営する、国営であるかどうかは別にしても、そういうふうな形をとることも一つかなというふうには考えますけれども、まだ恐らくそういう分野まではいかないというふうに思います。ただ、責任を持つ、私もこれはもうずっと前から全原協という立場の中で安全確保、もちろん安全確保するという意味でありますので、それを国が責任を持って事業者に行わせるという責任があるわけですね。そういう面から国に一元的に責任があるよということもずっと言い続けてきておりますので、今回も福島の収束に向けて、また復興に向けても国が、要するに東京電力で全部賄い切れればそれはそれでいいんですけども、やはりできない部分は国が責任持って賄うべき問題だというふうに思っています。それだけやはりリスク的にこれだけの災害に発展してしまうと大きなリスクを背負うことはもう明らかになったわけでありまして、そういうものに対する対応ということは国策として原子力を進めてきた国の責任であるというふうに言っているところでもあります。ただ、それを直ちに民営から国営に持っていったというところまでは飛躍してないつもりであります。

【記者】 話が変わるんですけども、舞鶴若狭自動車道の敦賀南インターの認可の見通しはいかがですか。

【副市長】 今の状況は9月議会で申し上げたとおり、今、国からの申請、呼びかけを待っている状況で、スタンバイはいつでもできているわけです。問題は工事の区間を手戻りなくやるタイムリミットが刻々と近づいていると。そういった中で、関係機関と十分今煮詰めている段階です。まだ少し時間はありますけれども、もうほぼ限界に近づいていることは事実です。

【記者】 タイムリミットっていつなんでしょうか。

【副市長】 それはいろんな工程を詰める中において、若干余裕が出てきている部分はあるんですけども、9月議会の中では年内ぐらいというふうに私たちは思っております。これをさらに詳細に詰めることによって、若干余裕が出てくるかもしれませんが、今の段階においては年内というふうに思っています。

【記者】 開通に合わせた設置というのはかなり難しい状況ということでしょうか。

【副市長】 今の話はその26年の開通のときに南インターができているかどうかということですかね。

【記者】 そうです。

【副市長】 その点は用地買収もからみますので、断言はできませんけれども、その目標に向かってやっていることは事実でございます。

【記者】 目標に向かってはいますけど、見通しとしてはかなり厳しいということでしょうか。

【副市長】 厳しいですけれども不可能ではないという段階です。

【秘書広報課長補佐】 それでは、これをもちまして11月の市長定例記者会見を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

【市長】 ありがとうございました。

午前11時40分 終了